○環境省告示第十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、明治の森高尾国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省及び東京都庁に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月二十三日

環境大臣　望月　義夫

一　追加する区域

東京都八王子市裏高尾町、高尾町及び南浅川町の各一部

二　削除する区域

東京都八王子市裏高尾町、高尾町及び南浅川町の各一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、明治の森高尾国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び東京都庁に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月二十三日

環境大臣　望月　義夫

一　特別地域に次の区域を追加する。

東京都八王子市裏高尾町、高尾町及び南浅川町の各一部

二　特別地域から次の区域を削除する。

東京都八王子市裏高尾町、高尾町及び南浅川町の各一部

三　第一種特別地域に次の区域を追加する。

東京都八王子市裏高尾町の一部

四　第三種特別地域に次の区域を追加する。

東京都八王子市裏高尾町、高尾町及び南浅川町の各一部

五　第三種特別地域から次の区域を削除する。

東京都八王子市裏高尾町、高尾町及び南浅川町の各一部

六　次の保護施設を追加する。

種類	位置
植生復元施設	東京都八王子市（明治の森高尾国定公園全域）

七　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	東京都八王子市高尾町（神変山）

八　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	東京都八王子市高尾町（金比羅台麓）
野営場	東京都八王子市裏高尾町及び高尾町（日影沢）
動物園	東京都八王子市高尾町（霞台）
博物展示施設	東京都八王子市高尾町（大見晴）
園地	東京都八王子市南浅川町（富士見台）
博物展示施設	東京都八王子市南浅川町（大平林道）

九　次の歩道を削除する。

東京都八王子市（清滝・国定公園境界）から同市（小仏城山北・歩道合流点）、同市（小仏城山山頂・歩道合流点）及び同市（大垂水峠）まで

東京都八王子市（霞台）から同市（神変山下）、同市（薬王院下）及び同市（大見晴）まで

東京都八王子市（霞台）から同市（神変山下）及び同市（大見晴）まで

東京都八王子市（大見晴）から同市（大見晴）まで

東京都八王子市（大見晴）から同市（高尾山麓・国定公園境界）まで

東京都八王子市（大見晴）から同市（一丁平）まで

東京都八王子市（高尾山麓・国定公園境界）から同市（高尾山）まで

東京都八王子市（琵琶滝）から同市（高尾山）まで

東京都八王子市（高尾山麓・国定公園境界）から同市（高尾山頂）まで

東京都八王子市（落合・国定公園境界）から同市（金比羅台）まで

東京都八王子市（落合・国定公園境界）から同市（日影沢出合）まで

東京都八王子市（高尾山）から同市（高尾山）まで

東京都八王子市（日影沢出合）から同市（高尾町）まで

東京都八王子市（日影沢出合）から同市（小仏城山）まで

東京都八王子市（日影沢出合）から同市（大平・国定公園境界）まで

東京都八王子市（大平・国定公園境界）から同市（小仏城山）まで

東京都八王子市（大平）から同市（小仏城山）まで

東京都八王子市（大平・国定公園境界）から同市（小仏城山北・国定公園境界）まで

十　次の歩道を追加する。

東京都八王子市（清滝・国定公園境界）から同市（小仏城山山頂・国定公園境界）、同市（小仏城山北・国定公園境界）及び同市（西高尾山麓線・西高尾線分岐）まで、同市（大見晴下）から同市（一丁平）まで、同市（東海自然歩道の枝線分岐）から同市（日影沢線）まで、同市（東海自然歩道の枝線分岐・大見晴台下）から同市（日影沢線）まで、同市（東海自然歩道分岐）から同市（表高尾線出合）まで並びに同市（東海自然歩道・仏舎利塔下北）から同市（東海自然歩道・仏舎利塔下南）まで

東京都八王子市（大平・国定公園境界）から同市（小仏城山北・国定公園境界）まで

東京都八王子市（日影沢出合）から同市（小仏城山下）まで

東京都八王子市（日影沢出合・国定公園境界）から同市（小仏城山下）及び同市（首都圏自然歩道線出合・国定公園境界）まで

東京都八王子市（国定公園境界）から同市（蛇滝口）まで

東京都八王子市（国定公園境界）から同市（東海自然歩道出合）まで

東京都八王子市（国定公園境界）から同市（霞台）まで

東京都八王子市（日影沢）から同市（東海自然歩道）まで

東京都八王子市（高尾山頂周回線）から同市（清滝）まで及び同市（稲荷山線）から同市（琵琶滝線）まで

東京都八王子市（霞台）から同市（神変山下）及び同市（高尾山頂周回線）まで

東京都八王子市（霞台）から同市（琵琶滝線出合）まで

東京都八王子市（霞台）から同市（神変山下）、同市（薬王院下）及び同市（高尾山頂周回線）まで

東京都八王子市（高尾山麓）から同市（大見晴）まで

東京都八王子市（東海自然歩道・大見晴下）から同市（東海自然歩道・大見晴下）まで

東京都八王子市（大見晴）から同市（西高尾山麓線・西高尾線分岐）、同市（東海自然歩道出合）、及び同市（大垂水峠）まで並びに同市（西高尾山麓線・西高尾線分岐）から同市（西高尾山麓線）まで

東京都八王子市（西高尾山麓線）から同市（稲荷山線）まで

東京都八王子市（国道二〇号線）から同市（首都圏自然歩道線出合）まで

十一　次の運輸施設を追加する。

種類	区間
高尾山索道運送施設	東京都八王子市（清滝）から同市（霞台）まで

十二　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月二十三日

環境大臣　望月　義夫

一　特別保護地区に次の区域を追加する。

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原の一部

二　第一種特別地域に次の区域を追加する。

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原の一部

三　第二種特別地域から次の区域を削除する。

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原の一部

四　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、富士箱根伊豆国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年二月二十三日

環境大臣　望月　義夫

一　追加する区域

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原の一部

二　削除する区域

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原の一部

三　区域を表示した図面（省略）